

# 移住希望者向け住宅について

奈井江町への移住をご検討いただく際に、住宅の建設または購入など移住に向けた検討を行う期間に当町での居住を希望する方を対象とした住宅です。

## 【対象住宅】（町営住宅の一部を移住希望者向け住宅として活用）

- ・改良住宅向ヶ丘団地の一部

## 【対象者】

- ・町外から当町へ移住を希望する方で一般の公営住宅等の入居要件に合わない方（世帯要件は問いません）

## 【使用期間】

- ・使用期間は原則1年間（特別の理由があると認められるときは最大5年を限度に更新できるものとします）
- ・使用期間終了後に奈井江町への移住を拘束するものではありません

## 【使用料等】

- ・同居者を含む世帯全員の収入に応じ家賃が決定されます（収入の申告を行っていただきます）
- ・入居中に同居者の異動がある場合は届出をしていただき、同居者の方の収入を合計した上で再度家賃計算等行います

## 【その他】

- ・これらの要件のほか奈井江町営住宅条例に準じて管理を行います

## ＜申込にあたっての留意事項＞

- ・住宅の内見は、事前にご連絡をいただいた上で対応させていただきます
- ・入居後においては、草刈りや除雪等を行い良好な生活環境を維持していただくとともに、共同住宅でありますので他の入居者にご協力の上、ルールを守り生活をしてください
- ・次のいずれかに該当する場合は、使用許可の取消し、住宅の明渡し等を請求することがあります

- ①入居の手続きの内容に虚偽があったことが判明したとき
- ②許可を得ないで入居したとき
- ③住宅使用料を3カ月以上滞納したとき
- ④住宅や共同施設を故意に損傷したとき
- ⑤正当な理由によらないで、15日以上住宅を使用しないとき
- ⑥正当な理由によらないで、町の立入検査を拒否したとき
- ⑦暴力団員であることが判明したとき 等